【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成24年９月20日
【会社名】	株式会社ネクソン
【英訳名】	NEXON Co., Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長　崔 承祐
【本店の所在の場所】	東京都中央区新川二丁目３番１号
【電話番号】	03（3523）7911（代表）
【事務連絡者氏名】	取締役ＣＦＯ兼管理本部長　オーウェン・マホニー
【最寄りの連絡場所】	東京都中央区新川二丁目３番１号
【電話番号】	03（3523）7910
【事務連絡者氏名】	取締役ＣＦＯ兼管理本部長　オーウェン・マホニー
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町２番１号）

1【提出理由】

当社は、会社法第236条、第238条及び第239条の規定並びに平成24年３月27日開催の当社定時株主総会決議に基づき、平成24年９月20日開催の当社取締役会において、当社の完全子会社の従業員に対して、ストックオプションとして新株予約権の割当を行うことを決議いたしましたので、金融商品取引法第24条の５第４項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第２項第２号の２の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 銘柄

株式会社ネクソン第5-(2)回新株予約権

(2) 発行数

77個とする。

(3) 発行価格

新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないものとする。

(4) 発行価額の総額

105,259,000円

(5) 新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数

当社普通株式77,000株とする。なお、新株予約権１個当たりの目的となる株式の数（以下「付与株式数」という。）は、1,000株とする。

なお、当社が株式分割（無償割当を含む。）又は株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる１株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数＝調整前株式数×分割・併合の比率

(6) 新株予約権の行使に際して払い込むべき金額

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使により交付を受けることができる株式１株当たり払込金額（以下「行使価額」という。）に当該新株予約権に係る付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、1,367円とする。

なお、割当日後、当社が当社普通株式につき株式分割（無償割当を含む。）又は株式併合等を行う場合には、次の算式により行使価額を調整し、調整による１円未満の端数は切り上げるものとする。

$$調整後行使価額＝調整前行使価額\times\frac{1}{分割・併合の比率}$$

上記のほか、割当日後に、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、資本減少を行う場合、その他これらの場合に準じ、行使価額の調整を必要とする場合には、取締役会の決議により合理的な範囲で行使価額を調整するものとする。

(7) 新株予約権の行使期間

平成24年９月20日から平成34年９月19日までとする。

ただし、行使期間の最終日が当社の休業日に当たるときは、その前営業日を最終日とする。

(8) 新株予約権の行使の条件

新株予約権者は権利行使時においても、当社又は当社子会社の取締役又は従業員の地位にあることを要する。ただし、当社又は当社子会社の取締役又は従業員が退任若しくは退職、解任若しくは解雇（ただし、懲戒解雇若しくはこれに準ずる場合を除く。）又は死亡若しくは障害により取締役又は従業員の地位を喪失した場合その他取締役会が別途定めるその他正当な理由のある場合はこの限りではない。

(9) 新株予約権の行使により株式を発行する場合の当該株式の発行価格のうちの資本組入額

① 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第１項に従い算出される資本金等増加限度額の２分の１の金額とし、計算の結果１円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げる。

② 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、①に定める資本金等増加限度額から①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

(10) 新株予約権の譲渡に関する事項

譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の承認を要するものとする。

(11) 当該取得勧誘の相手方（以下「勧誘の相手方」という。）の人数及びその内訳

当社完全子会社の従業員１名77個とする。

(12) 勧誘の相手方が提出会社に関係する会社として企業内容等の開示に関する内閣府令第２条第２項に規定する会社の取締役、会計参与、執行役、監査役又は使用人である場合の、当該会社と提出会社との関係

勧誘の相手方が所属する会社は、当社の完全子会社である。

(13) 勧誘の相手方と提出会社との間の取決めの内容

勧誘の相手方と当社との間の取決めは、勧誘の相手方と当社との間で締結する新株予約権割当契約において行うものとする。新株予約権割当契約において、新株予約権の行使期間、新株予約権の行使の条件及び自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件として、上記の内容に加えて以下の内容を規定している。

１．新株予約権の行使期間

新株予約権の行使期間は、平成24年９月20日（以下「行使開始日」という。）から平成30年９月19日（ただし、当社の休業日に当たるときはその前営業日とする。以下「行使可能最終日」という。）とする。

２．新株予約権の行使の条件

① 割当日より満１年を経過した日（当社の休業日に当たるときはその翌営業日とする。）において付与個数のうち、３分の１に当たる個数について権利確定する。以後、３か月経過毎に、割当日より満３年が経過する日（いずれの場合も当社の休業日に当たるときはその翌営業日とする。）まで、付与個数の12分の１に当たる個数について権利確定するものとする。ただし、勧誘の相手方が、理由の如何を問わず、当社又はその子会社においてその職務を休職する場合、当該休職期間について権利が確定していない新株予約権の権利確定プロセスが停止し、権利確定となる日は当該休職期間に相当する日数分だけ繰り延べられるものとし、また、当該休職期間中には新株予約権の行使を行うことができないものとする。権利確定した新株予約権（本①第１文及び第２文による計算後に生じる端数は切り捨てるものとする。）は、前項に定める行使開始日から行使可能最終日までの期間に限り、かつ、新株予約権に係る発行要項及び新株予約権割当契約に定める他の行使条件が満たされる場合に限り、行使できるものとする。

② 以下の③ないし⑤に定める場合を除き、勧誘の相手方が割当日以後行使の日まで継続して当社又はその子会社の取締役又は従業員（以下「有資格者」という。）としての地位を有していない場合は新株予約権を行使することができないものとする。

③ 以下の④及び⑤に定める場合を除き、勧誘の相手方が有資格者としての地位を喪失する場合は、付与個数のうち、当該地位喪失の日において権利確定している付与個数について、地位喪失日の翌日より30日間（ただし、１．に定める期間内であることを要する。）に限り行使することができるものとする。ただし、勧誘の相手方が当社又はその子会社と締結した雇用契約若しくは委任契約における機密保持条項若しくは競業避止条項、機密保持契約又は競業避止契約その他勧誘の相手方と当社又はその子会社と締結した契約に違反した場合はその違反が生じた時より直ちに新株予約権は行使できなくなるものとする。

④ 勧誘の相手方が行使可能最終日より前に死亡又は障害を理由に有資格者としての地位を喪失する場合は、勧誘の相手方又はその相続人は、付与個数のうち、当該地位喪失の日において権利確定している付与個数について、当該地位喪失の日の翌日より６か月間（ただし、１．に定める期間内であることを要する。）に限り行使することができるものとする。

⑤ 勧誘の相手方が行使可能最終日より前に懲戒解雇等を理由に有資格者としての地位を喪失する場合は、当該時点において権利確定している新株予約権を含め、付与個数の全てが有資格者としての地位喪失の日より直ちに行使できなくなるものとする。懲戒解雇等を理由に有資格者としての地位を喪失する場合とは、勧誘の相手方と当該雇用契約又は委任契約を締結している会社（当社又はその子会社）の判断により、故意による違法行為、故意による職務遂行義務の不履行（当社又はその子会社との間で締結した雇用契約、委任契約、機密保持契約、競業避止契約及びその他類似する契約（就業規則を含む。）に定める各条項の不履行を含むものとする。）によって当社又はその子会社が勧誘の相手方との

雇用契約又は委任契約を解消することをいうものとする。なお、勧誘の相手方の自主的な退職又は退任の前又はこれと同時に、勧誘の相手方が懲戒解雇等を理由に有資格者としての地位を喪失する事由が生じたと当社又はその子会社が判断した場合は、懲戒解雇等を理由に有資格者としての地位を喪失したものとして取り扱うものとする。

⑥ 各新株予約権の一部行使はできないものとする。

３．新株予約権の取得の事由及び取得の条件

上記２②ないし⑤又は勧誘の相手方が新株予約権を行使することができなくなったこと、又は勧誘の相手方が新株予約権の全部又は一部を放棄したこと（放棄したとみなされる場合を含む。）を停止条件として、勧誘の相手方は当該新株予約権を当社に無償にて譲渡するものとし、当社は当該新株予約権を無償にて取得する。

(14) 自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件

以下の①、②、③、④又は⑤の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議がなされた場合）は、取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができる。

① 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
② 当社が分割会社となる分割契約又は分割計画承認の議案
③ 当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画承認の議案
④ 当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
⑤ 新株予約権の目的である株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要すること又は当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

(15) 新株予約権の割当日

平成24年９月20日

(16) 組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

該当なし。

以上